(六)　鉄道事業者等が取得等により事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象に改良された車両の当該改良された部分を加えた上、その新造車両に係る新造期限又は改良された車両の当該改良された部分に係る改良期限を平成三三年三月三一日までとすることとした。(附則第一五条関係)

(九)　一般送配電事業者等が緊急輸送道路の地下に埋設するために新設したケーブル等設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の新設期限を平成三四年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(1)　対象に道路法に基づき占用の禁止又は制限の指定が行われたことにより電柱の新設が禁止された道路の区域の地下に埋設するために新設したケーブル等設備を加えた上、当該ケーブル等設備に係る課税標準を最初の四年度間はその価格の二分の一の額とすることとした。

(2)　緊急輸送道路の地下に埋設するために新設したケーブル等設備（(1)に掲げるものを除く。）に係る課税標準をその価格の四分の三（改正前三分の二）の額とすることとした。

(一〇)　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一四条関係)

(2)　心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(3)　鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(4)　鉄道事業者等が取得により事業の用に供する新造車両で高齢者、障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(5)　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(6)　鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(7)　公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成三二年度分まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(8)　港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(9)　特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(10)　一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その補助開始対象期間を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(11)　都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その設置期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(12)　市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条の八関係)

(13)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の新築期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条の八関係)

(14)　防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された防災施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる防災施設建築物の新築期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条の八関係)

(15)　東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は損壊した償却資産を改良した場合における当該改良された部分に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限又は改良期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第五六条関係)

(二)　次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

(1)　電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充塡するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

イ　専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に可燃性天然ガスを充塡するための設備を適用対象から除外することとした。

ロ　課税標準をその価格の四分の三（改正前三分の二）の額とすることとした。

(2)　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資する一定のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の一二分の一一（改正前六分の五）の額とした上、その対象資産の取得期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

軽自動車税

(一)　平成二九年度及び平成三〇年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に次のとおり税率を軽減することとした。(附則第三〇条関係)

(1)　電気軽自動車及び天然ガス軽自動車のうち平成三〇年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの又は平成二一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の一〇分の九を超えないものについて、税率の概ね一〇〇分の七五を軽減することとした。